

## 当連盟加盟手続きについて

京都市空手道連盟 規約抜粋

### 当連盟第1章 第6条

本連盟に加盟しようとする団体は、所定の加盟申請書及び必要な書類に所要の内容を記載し会長に提出しなければならない。

2 前項の申込があったときは役員会において審議の後、理事会の議決を経て可否を決定し、会長名で当該団体に通知するものとする。

3 本連盟に加盟した団体は、常に所属員名簿を整理し、必要があるときは事務局に提出しなければならない。

4 本連盟を脱退若しくは除名された団体が再加盟を申請するときは、一定期間組織の改善を行い、新規加盟の手続きを経なければならない。

5 本連盟に新規加盟する団体の代表者（理事）は、財団法人全日本空手道連盟

公認の有段者でなければならない。

6 新規加盟に関しては、3名の本連盟加盟団体理事の保証を必要とする。

7 同団体で主たる団体から分離独立して本連盟に加盟するときは、主たる団体の理事の承諾を必要とし、所定の加盟申請書に所要の内容を記載し会長に提出しなければならない。

8 前項の条件が満たないときは、本連盟から脱退することを要し、一定期間の活動実績を積んだあと、所定の加盟申請書に所要の内容を記載し会長に提出しなければならない。

1, 加盟申請書（当連盟事務局三木 [asaka6rocky@yahoo.co.jp](mailto:asaka6rocky@yahoo.co.jp) までご連絡ください）

2, 必要な書類

① 道場等の所在地の略図

② 全空連会員証・公認段位証・日体協資格証のコピー（A4用紙）